

令和 5年 2月28日開会

令和 5年 3月 日閉会

## 令和5年第1回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

# 令和5年第1回八百津町議会定例会議事日程表

令和5年2月28日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第1号	八百津町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について ……	1
日程第5	議案第2号	八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ……	3
日程第6	議案第3号	八百津町議会議員及び八百津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について ……	10
日程第7	議案第4号	八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ……	12
日程第8	議案第5号	八百津町附属機関設置条例の制定について ……	17
日程第9	議案第6号	吉田茂国際交流基金条例の一部を改正する条例について ……	20
日程第10	議案第7号	八百津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について	22
日程第11	議案第8号	八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	24
日程第12	議案第9号	八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ……	27
日程第13	議案第10号	八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ……	30
日程第14	議案第11号	八百津町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について ……	33
日程第15	議案第12号	八百津町中小企業及び小規模企業支援融資利子補給金条例の一部を改正する条例について ……	35
日程第16	議案第13号	八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について ……	37
日程第17	議案第14号	八百津町水道給水条例の一部を改正する条例について	40
日程第18	議案第15号	令和4年度八百津町一般会計補正予算（第6号）	別冊

日程第 19	議案第 16 号	令和 4 年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) .....	別冊
日程第 20	議案第 17 号	令和 5 年度八百津町一般会計予算 .....	別冊
日程第 21	議案第 18 号	令和 5 年度八百津町国民健康保険特別会計予算 ..	別冊
日程第 22	議案第 19 号	令和 5 年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
日程第 23	議案第 20 号	令和 5 年度八百津町介護保険特別会計予算 .....	別冊
日程第 24	議案第 21 号	令和 5 年度八百津町水道事業会計予算 .....	別冊
日程第 25	議案第 22 号	令和 5 年度八百津町下水道事業会計予算 .....	別冊
日程第 26	議案第 23 号	可茂消防事務組合規約の変更に関する協議について	43
日程第 27	議員提出議案第 1 号	八百津町議会の個人情報保護に関する条例 の制定について .....	45
日程第 28	議員提出議案第 2 号	八百津町議会委員会条例の一部を改正する条 例について .....	68
日程第 29	議員提出議案第 3 号	八百津町議会会議規則の一部を改正する規則 について .....	70



議案第 1 号

八百津町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例

八百津町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年八百津町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 当分の間、第2条第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とし、「20年」とあるのは「15年」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案説明）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正による職員の定年引上げに伴い、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和36年条例第3号）が改正されたため、条例の一部を改正する。

議案第2号

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八百津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号級	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900



21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600

51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700

81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900

111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2中

「

(3) 医療技術職	1級	栄養士、介護福祉士又は介護認定調査員の職務
	2級	管理栄養士の職務

」を

「

(3) 医療技術職	1級	栄養士、介護福祉士、介護支援専門員又は介護認定調査員の職務
	2級	管理栄養士、主任介護支援専門員又は社会福祉士の職務

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案説明)

八百津町一般職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料表の改定を行うとと

もに、等級別基準職務表に新たな職務を加えるため、条例の一部を改正する。

議案第3号

八百津町議会議員及び八百津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町議会議員及び八百津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町議会議員及び八百津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八百津町議会議員及び八百津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年八百津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「262円53銭」を「270円65銭5厘」に、「155,250円」を「158,125円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の八百津町議会議員及び八百津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案説明）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が施行され、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正する。

議案第4号

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例について

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則



令和5年八百津町条例第 号

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年八百津町  
条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係、第4条関係）

区分	報酬	費用弁償
選挙管理委員及び臨時選挙 管理委員 委員長 その他の委員	日額  7,000円 6,500円	町長に支給する旅費の例 による。
監査委員 識見を有する者の中から 選任された監査委員 議会議員の中から選任さ れた監査委員	月額 30,000円 20,000円	
固定資産評価審査委員会 委員	日額 6,000円	
農業委員会委員 会長 委員及び農地利用最適化 推進委員	基本給 月額 12,000円 能率給 予算の範囲内で町長 が定める額 基本給 月額 10,000円 能率給 予算の範囲内で町長 が定める額	
教育委員会委員	月額 32,000円	
投票所の投票管理者	日額 12,800円	行政職給料表の7級の職 務にある者の旅費の例に よる。
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	
期日前投票所の投票管理者	日額	

(閉鎖時間を繰り上げた期 日前投票所)	日額	8,300円
開票管理者	日額	10,800円
選挙長	日額	10,800円
投票所の投票立会人	日額	10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
期日前投票所の投票立会人 (閉鎖時間を繰り上げた期 日前投票所)	日額	7,000円
開票立会人及び選挙立会人	日額	8,900円
特別職報酬等審議会委員	日額	6,000円
公務災害補償等認定委員会 及び審査会委員	日額	6,000円
交通安全対策会議特別委員	日額	6,000円
防災会議委員	日額	6,000円
国民保護協議会委員及び 専門委員	日額	6,000円
生活安全協議会委員	日額	6,000円
総合計画審議会委員	日額	6,000円
総合戦略会議委員	日額	6,000円
行財政改革推進協議会委員	日額	6,000円

法務嘱託職員	日額 20,000円以内
行政不服審査会委員	日額 6,000円
情報公開及び個人情報保護 審査会委員	日額 6,000円
いじめ問題調査委員会委員	日額 6,000円
地域公共交通協議会委員	日額 6,000円
小口融資審査会委員	日額 6,000円
民生委員推薦会委員	日額 6,000円
国民健康保険運営協議会 委員	日額 6,000円
養護老人ホーム嘱託医	町長が定める額
診療所嘱託医	町長が定める額
保育所嘱託医及び歯科医	任命権者が町長と協議して定め る額
保健センター管理医	町長が定める額
保健福祉推進協議会委員	日額 6,000円
子ども・子育て会議委員	日額 6,000円
予防接種健康被害調査委員 会委員	日額 6,000円
都市計画審議会委員	日額 6,000円
農業委員選考委員会委員	日額 6,000円
新丸山ダム建設事業対策 審議会委員	日額 6,000円

空家等対策協議会委員	日額 6,000円
教育支援委員会委員	日額 6,000円
学校給食運営委員会委員	日額 6,000円
小中学校嘱託医、歯科医 及び薬剤師	任命権者が町長と協議して定め る額
社会教育委員	日額 6,000円
文化財保護審議会委員	日額 6,000円
スポーツ推進委員	年額 50,000円
学校運営協議会委員	年額 10,000円
小中学校の今後の在り方 検討委員会委員	日額 6,000円
いじめ防止等対策審議会 委員	日額 6,000円
その他執行機関の附属機関 である審議会、協議会、調 査会等の委員その他構成員 又は専門委員	日額 6,000円の範囲内で任命権 者が町長と協議して定める額
その他臨時又は非常勤の顧 問、参与、調査員、嘱託員 及びこれに準ずる者	任命権者が町長と協議して定め る額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案説明)

特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を見直すため、条例の一部を改正する。

議案第5号

八百津町附属機関設置条例の制定について  
八百津町附属機関設置条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関の設置に関しては、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担任する事項は、同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	附属機関の担当事項
町長	八百津町総合戦略会議	人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関し審議すること。
	八百津町行財政改革推進協議会	行財政運営の改革推進について必要な事項を調査審議すること。
	八百津町地域公共交通協議会	地域公共交通網形成計画の策定並びに地域に応じた旅客運送の確保及び実情に即した輸送サービスの実現に関すること。
	八百津町保健福祉推進協議会	町の保健・医療・介護・福祉対策についての総合的な推進等に関すること。
	八百津町予防接種健康被害調査委員会	町が実施した予防接種による健康被害について調査審議すること。

	八百津町空家等対策協議会	空家等対策計画の策定及び実施に関する事並びに特定空家等の認定及び措置の方針に関する事。
教育委員会	八百津町教育支援委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒の適正な就学を継続して図るために必要な事項について調査検討し助言すること。
	八百津町学校給食運営委員会	学校給食の運営に関する重要な事項について審議すること。

(提案説明)

附属機関の見直しにより会議形態や審議事項等を検討した結果、新たに附属機関に位置付けるものについて設置条例に規定するため、本条例を制定する。

議案第6号

吉田茂国際交流基金条例の一部を改正する条例について  
吉田茂国際交流基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則



令和5年八百津町条例第 号

吉田茂国際交流基金条例の一部を改正する条例

吉田茂国際交流基金条例（平成8年八百津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「町民の海外派遣に要する」を「第1条に定める目的を達成するために必要な経費の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案説明）

町民の国際的視野の拡大と時代に即応できる国際感覚豊かな人材の育成を図る事業の推進のため、吉田茂国際交流基金の用途を拡大する必要があることから、条例の一部を改正する。

議案第7号

八百津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について  
八百津町企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、当該事業の実施のために受け入れた法人からの寄附金を積み立てる八百津町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案説明)

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による法人からの寄附金を適正に管理し、町が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる資金を積み立てるため、本条例を制定する。

議案第8号

八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八百津町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するととも

に、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

##### (提案説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業所における安全計画及び業務継続計画の策定並びに自動車を運行する場合の規定を加えるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第9号

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八百津町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加え、「第3号」を「以下この条」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。



第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

##### (提案説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における安全計画の策定及び自動車を運行する場合の規定等の整備を行うほか、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の施行に伴い、懲戒権に関する規定を削除するため、条例の一部を改正する。

議案第10号

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

## 令和5年八百津町条例第 号

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号イ(1)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(2)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号ロ(1)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ロ(2)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第

19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (提案説明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うほか、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の施行に伴い、懲戒権に関する規定を削除するため、条例の一部を改正する。

議案第11号

八百津町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について  
八百津町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

八百津町子ども・子育て会議条例（平成25年八百津町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は令和5年4月1日から施行する。

（提案説明）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、引用条項の整備をするため、条例の一部を改正する。

議案第12号

八百津町中小企業及び小規模企業支援融資利子補給金条例の一部を改正する条例  
について

八百津町中小企業及び小規模企業支援融資利子補給金条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町中小企業及び小規模企業支援融資利子補給金条例の一部を改正する条例  
八百津町中小企業及び小規模企業支援融資利子補給金条例(平成29年八百津町条例  
第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成29年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4  
月1日から令和11年3月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八百津町中小企業及び小規模企業支援融資利子補給金条例の規定は、令和5年4月1日以後になされた借入に係る利子補給について適用し、同日前になされた借入に係るものについては、なお従前の例による。

(提案説明)

中小企業者及び小規模企業者の成長発展及び経営向上等の促進を目的として、中小企業者等の借入に対する利子補給の対象期間を6年延長し、引き続き地域経済の強化を図るため、条例の一部を改正する。



議案第13号

八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

八百津町町営住宅管理条例(平成9年八百津町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) ひとり親 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第31号に規定するひとり親をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 同居親族等 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。

第5条第1項中「及び第5号」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「同居親族」を「同居者」に改め、同号を同項第4号とする。

第8条を次のように改める。

(入居者の選考)

第8条 入居の申込をした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

第11条中「親族」を「者」に改める。

第51条第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「同居親族等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （提案説明）

町営住宅の入居者資格に規定する同居親族に相当する者に里親制度における里子を加え、例外規定として設けられている身体上又は精神上著しい障害がある方に対しての同居親族を必要とする入居要件を削除するなどの入居者資格の見直しのほか、用語の整理を行うため条例の一部を改正する。

議案第14号

八百津町水道給水条例の一部を改正する条例について  
八百津町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町水道給水条例の一部を改正する条例

八百津町水道給水条例(平成4年八百津町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「口径別分担金額」の次に「に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てる。)」を加える。

第28条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号及び第2号の手数料については、別表第3に定める手数料の額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第27条関係)

メーターの口径	分担金の額
20mm以下	300,000円
25mm以下	800,000円
40mm以下	2,100,000円
50mm以下	3,200,000円
65mm以上	町長が別に定める

別表第3(第28条関係)

種別	区分	手数料の額
水道の開始及び再開に係る使用開始手数料	1件につき	1,000円
水道の使用休止手数料	1件につき	1,000円
私設消火栓の消防演習立会い手数料	1基1回につき	2,000円
証明手数料	1件につき	300円
指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新手数料	1件につき	10,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第28条及び別表第3の改正規定は令和5年9月1日から、第27条及び別表第2の改正規定は令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八百津町水道給水条例(以下「新条例」という。)第27条

及び別表第2の規定は、施行日以後に給水装置工事の申込みをしたものに係る加入分担金について適用し、施行日前に給水装置工事の申込みをしたものに係る加入分担金については、なお従前の例による。

- 3 新条例第28条及び別表第3の規定は、施行日以後に申込みをしたものに係る手数料について適用し、施行日前に申込みをしたものに係る手数料については、なお従前の例による。

(提案説明)

令和5年10月から開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、条例の一部を改正する。

議案第23号

可茂消防事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、可茂消防事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

八百津町長 金子政則

## 可茂消防事務組合理約の一部を変更する規約

可茂消防事務組合理約（昭和45年4月1日岐阜県指令地第3号）の一部を次のように変更する。

第4条中「3丁目3, 160番地」を「三丁目7番7号」に改める。

第5条第2項中「ものをもってあてる」を「者をもって充てる」に改め、同項第1号中「長」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項及び第2項に規定する者を含む。）」を加え、同項第2号中「代表者」を「議長（法第106条第1項に規定する者を含む。）」に改める。

第8条第2項中「あてる」を「充てる」に改める。

第10条第1項中「組合に職員を置き、管理者がこれを任免する」を「第7条に定める者を除くほか、組合に職員を置く」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の職員のうち、消防長は管理者が任命し、消防長以外の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。

第11条第2項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改める。

第12条第1項中「あてる」を「充てる」に改める。

### 附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

### （提案説明）

事務所の位置を住居表示とする規定の変更、組合議員である市町村長や議会の議長に代わる者の組合議会への出席を認める規定の追加及び職員の任命に関する規定の変更等、組合理約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。



議員提出議案第1号

八百津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

八百津町議会の個人情報の保護に関する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年2月28日提出

提出者	八百津町議会議員	赤塚孝博
賛成者	同	山田勉
	同	林俊宏
	同	後藤一夫

八百津町議会

議長 加藤良治 様

令和5年八百津町条例第 号

八百津町議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル等（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
  - 第1節 開示（第19条—第31条）
  - 第2節 訂正（第32条—第38条）
  - 第3節 利用停止（第39条—第44条）
  - 第4節 審査請求（第45条—第47条）
- 第5章 雑則（第48条—第53条）
- 第6章 罰則（第54条—第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、八百津町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1） 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2） 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、八百津町情報公開条例（平成17年八百津町条例第3号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務

を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業

務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第54条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

（2） 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3） 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用するこ

とについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録さ

		れているとき
第39条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用して



はならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1） 個人情報ファイルの名称

（2） 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（3） 個人情報ファイルの利用目的

（4） 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

（5） 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

（6） 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

（7） 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

（8） 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

（9） 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(登録簿)

第18条 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の収集先
- (8) その他議長が定める事項

2 議長は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 議長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止等

##### 第1節 開示

###### (開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

###### (開示請求の手續)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、

法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外

の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保

有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、

情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第31条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受けるときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの



2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  
（訂正請求の手続）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により

通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停

止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和4年八百津町条例第25号）第1条に規定する八百津町情報公開及び個人情報保護審査会（第51条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第51条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第58条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

2 八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和4年八百津町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び個人情報の保護に関する法律」を「並びに個人情報の保護に関する法律」に改め、「（法」という。）」の次に「及び八百津町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年八百津町条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」を加える。

第2条第1号中「及び八百津町個人情報保護法施行条例」を「、八百津町個人情報保護法施行条例」に、「実施機関を」を「実施機関及び議会を」に改め、同条第3号中「規定する保有個人情報」の次に「及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報」を加える。

第3条第1項に次の2号を加える。

(5) 議会個人情報保護条例第46条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(6) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。  
第5条第1項中「諮問をした実施機関」の次に「及び議会」を加える。

(提案説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され、令和5年4月施行の改正法では、地方議会は適用対象外とされているため、引き続き、議会における個人情報の保護を図る必要から、本条例を制定する。

議員提出議案第2号

八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年2月28日提出

提出者	八百津町議会議員	後藤 一夫
賛成者	同	山田 勉
同	同	林 俊宏
同	同	赤塚 孝博

八百津町議会

議長 加藤 良治 様



令和5年八百津町条例第 号

八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例

八百津町議会委員会条例（昭和41年八百津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（委員会開会の特例）

第11条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の規定により開会する委員会において、オンラインで出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、この条例の適用において、委員会に出席したものとみなす。

4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第11条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインで行うことができる。

第16条中「委員会」の次に「(第11条の2第1項の規定により開会するものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案説明）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第7項第3号に定義される新型コロナウイルス感染症及び新型コロナウイルス感染症以外の全国的かつ急速なまん延により国民の生活の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症、また、武力攻撃やテロを含む大規模な災害や事故の発生や発生が予見される場合などにより、委員会を開会する場所へ委員が参集できない場合にオンラインを活用して開催することを可能とするため、条例の一部を改正する。

議員提出議案第3号

八百津町議会会議規則の一部を改正する規則について

八百津町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年2月28日提出

提出者	八百津町議会議員	林	俊	宏
賛成者	同	山	田	勉
同	同	赤	塚	孝
同	同	後	藤	一

八百津町議会

議長 加藤良治 様

令和5年八百津町議会規則第 号

八百津町議会会議規則の一部を改正する規則

八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第116条を第117条とし、第98条から第115条までを1条ずつ繰り下げ、第97条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第98条 議員は、情報通信端末機器（議会が別に定める情報通信機器に限る。以下同じ）を議場（会議室含む。）に持込み使用することができる。

2 議員の情報通信端末機器の使用については、第103条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、執行部の情報通信端末機器の使用について準用する。

4 議長又は委員長は、第103条の規定に反する使用があった場合その他情報通信端末機器の使用に関し議事に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、使用の中止を命ずることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提案説明）

議会DX推進事業のひとつとして、八百津町長から貸与されたタブレット端末機を含む情報通信端末機器について、議場等に持込み使用することができるよう、規則の一部を改正する。